

株式会社EMI 確認検査機構

住宅性能評価業務規程

目次

第1章 総則

- 第1条（趣旨）
- 第2条（基本方針）
- 第3条（評価の業務を行う時間及び休日）
- 第4条（事務所の所在地）
- 第5条（評価の業務を行う区域）
- 第6条（評価の業務に係る住宅の種類及び評価の業務を行う範囲）

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

- 第7条（設計住宅性能評価の申請）
- 第8条（設計住宅性能評価の申請の受理及び契約）
- 第9条（設計住宅性能評価）
- 第10条（設計住宅性能評価の申請の取り下げ）
- 第11条（設計評価提出図書の変更）
- 第12条（設計住宅性能評価書の交付）

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

- 第13条（建設住宅性能評価の申請）
- 第14条（建設住宅性能評価の申請の受理及び契約）
- 第15条（建設住宅性能評価）
- 第16条（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）
- 第17条（建設住宅性能評価の申請の取り下げ）
- 第18条（建設工事の変更）
- 第19条（建設住宅性能評価書の交付）

第4章 評価員等

- 第20条（評価員の選任）
- 第21条（評価員の解任）
- 第22条（評価員の配置）
- 第23条（評価員の教育）
- 第24条（評価の業務の実施及び管理の体制）
- 第25条（評価員等の身分証の携帯）

第 2 6 条（秘密保持義務）

第 5 章 評価料金等

第 2 7 条（評価料金の収納）

第 2 8 条（評価料金を減額するための要件）

第 2 9 条（評価料金の返還）

第 3 0 条（負担金の納付）

第 6 章 雑則

第 3 1 条（登録の区分等の掲示等）

第 3 2 条（評価業務規程等の公開）

第 3 3 条（財務諸表の備付け）

第 3 4 条（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第 3 5 条（帳簿及び書類の保存）

第 3 6 条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 3 7 条（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 3 8 条（評価の業務に関する公正の確保）

第 3 9 条（損害賠償保険への加入）

第 4 0 条（事前相談）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社 E M I 確認検査機構（以下「EMI」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条第 1 項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）の実施について、法第 1 6 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

（基本方針）

第 2 条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

（評価の業務を行う時間及び休日）

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後6時までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 8月13日から8月16日まで
- (4) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

（事務所の所在地）

第4条 EMIの所在地は、茨城県つくば市花畑三丁目27番地6とする。

（評価の業務を行う区域）

第5条 EMIの業務区域は、下記の地域とする。

- (1) 茨城県の区域（全域）
- (2) 栃木県の区域（全域）
- (3) 千葉県の区域（野田市、我孫子市、流山市、柏市、松戸市、香取市、成田市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、栄町及び神崎町に限る。）
- (4) 群馬県の区域（館林市、板倉町及び明和町に限る。）
- (5) 埼玉県の区域（加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、宮代町、白岡市、杉戸町及び松伏町に限る。）

（評価の業務に係る住宅の種類及び評価の業務を行う範囲）

第6条 EMIは、法第7条第2項各号に掲げる住宅（高さが60mを超える建築物である住宅を除く。）の種類に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第1号及び第2号に定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

（設計住宅性能評価の申請）

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、EMIに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書

(2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第 1 から第 3 までに定める図書（施行規則第 3 条第 3 項から第 6 項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）

(3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、EMI が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、EMI に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを 2 部提出しなければならないものとする。（ただし、EMI において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 前 2 項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（EMI の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前 2 項の規定にかかわらず図書の提出は 1 部でよいものとする。

（設計住宅性能評価の申請の受理及び契約）

第 8 条 EMI は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 EMI は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、EMI は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。

4 EMI は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

5 前項の約款に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、EMI の求めに応じ、設計住宅性能評価のため

に必要な情報をEMIに提供しなければならないこと。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他EMIに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、EMIに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、EMIが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のEMIに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) EMIは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) EMIが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（設計住宅性能評価）

第9条 EMIは、法、これに基づく命令及び告示並びに株式会社EMI確認検査機構住宅性能評価業務実施マニュアル（以下、「評価実施マニュアル」という。）に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、EMI は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

（設計住宅性能評価の申請の取り下げ）

第 10 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をEMI に提出する。

- 2 前項の場合においては、EMI は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

（設計評価提出図書の変更）

第 11 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてEMI に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、EMI が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

（設計住宅性能評価書の交付）

第 12 条 EMI は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他EMI に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表 1 に定める方法に従う。
- 3 EMI は、第 1 項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、EMIに対し、次の各号（EMIにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
- (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
- (3) 施工状況報告書の様式
- (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、EMIに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、EMIにおいて直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）

3 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、EMIに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。

4 前3項までの規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、前3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(建設住宅性能評価の申請の受理及び契約)

第14条 EMIは、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 EMIは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、EMIは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 EMIは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結する。

5 前項の約款に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 申請者は、EMIの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をEMIに提供しなければならないこと。

(b) 申請者は、EMIの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他EMIに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。

(c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをEMIに提出しないときは、業務期日を延期することができること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、EMIに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 申請者は、EMIが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のEMIに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) EMIは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) EMIが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第 15 条 EMI は、法、これに基づく命令及び告示並びに評価実施マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、EMI は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第 16 条 申請者は、EMI に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日をEMI 所定の様式により通知しなければならないものとする。

2 EMI は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。

3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をEMI に提出しなければならないものとする。

4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。

5 EMI は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第 17 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書をEMI に提出するものとする。

2 前項の場合においては、EMIは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

（建設工事の変更）

第18条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容についてEMIに通知するものとする。

2 前項の通知が行われた場合において、EMIが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

（建設住宅性能評価書の交付）

第19条 EMIは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあっては次の各号に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- (4) 申請に係る住宅について建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅にあっては、この限りでない。
- (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他EMIに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。

3 EMIは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

（評価員の選任）

第20条 EMIの代表取締役は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 評価員は、法別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

（評価員の解任）

第 21 条 EMI の代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

（評価員の配置）

第 22 条 評価の業務を実施するため、評価員を本店に 2 人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 EMI は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

（評価員の教育）

第 23 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回、EMI の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

（評価の業務の実施及び管理の体制）

第 24 条 評価の業務に従事する職員を、第 22 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、本店に 2 人以上配置する。

- 2 EMI は、法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者を任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

（評価員等の身分証の携帯）

第 25 条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、別記様式による。

（秘密保持義務）

第 26 条 EMI の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第5章 評価料金等

（評価料金の収納）

第27条 申請者は、別表2に定める評価料金を、現金又は銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

3 EMIと申請者は、別途協議により、一括納入その他別の収納方法をとることができる。

（評価料金を減額するための要件）

第28条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（EMIが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。

(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（EMIが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。

(3) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。

(4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。

(5) 継続的に多くの申請件数が見込まれ、住宅性能評価が効率的に実施できるとEMIが判断したとき。

(6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価を効率的に実施できるとEMIが判断したとき。

(7) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。

（評価料金の返還）

第29条 収納した評価料金は、返還しない。ただし、EMIの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

（負担金の納付）

第30条 EMIは、法第87条第3項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第6章 雑 則

（登録の区分等の掲示等）

第31条 EMIは、法第17条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第17条第1項各号に掲げる事項について、本店において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設したEMIのホームページ（<http://emi-kikou.com>）において公表するものとする。

（評価業務規程等の公開）

第32条 EMIは、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で、業務時間内に、公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

（財務諸表の備付け）

第33条 EMIは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

（財務諸表等に係る閲覧等の請求）

第34条 利害関係人は、EMIの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、（2）の請求をする場合は、謄本1部につき500円、抄本1部につき500円を、（2）の書面の複写の請求をする場合は、1枚につき200円を、（4）前段の請求をする場合は、1件につき500円、（4）後段の請求をする場合は、1枚につき500円を支払わなければならないものとする。

- （1）財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- （2）前号の書面の謄本又は抄本の請求
- （3）財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- （4）前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - （a）登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - （b）磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - （c）（a）及び（b）に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

（帳簿及び書類の保存）

第35条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第19条第1項の帳簿 評価業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20年間

（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第36条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第37条 EMIは、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（評価の業務に関する公正の確保）

第38条 EMIの代表取締役、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 EMIの代表取締役、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 EMIの代表取締役、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)又は(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又はEMIの役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第 39 条 EMI は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 3,000 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第 40 条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、EMI に相談をすることができる。この場合においては、EMI は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成 24 年 2 月 15 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

(附則)

この規程は、平成 27 年 7 月 15 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 ○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1-3 桁目	EMI の登録機関番号
4-5 桁目	00 本店
6-9 桁目	西暦
10 桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅）
11 桁目	1：一戸建の住宅 2：共同住宅等
12-16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びに別に応じ、00001 から順に付するものとする）

別表 2

評価料金を次のとおりとする。

※評価料金の額は、一戸建ての住宅と共同住宅等の区分及び共通事項により定める。

※住宅の用途以外の用途に供する部分を有する一戸建ての住宅の料金は**一戸建ての住宅（新築住宅）**の料金を適用する。

※E M I が審査中であった住宅の計画を大規模に変更して、改めてE M I に設計住宅性能評価を申請する場合は、変更設計住宅性能評価の評価料金を適用する。

第1章 一戸建ての住宅（新築住宅）（金額は消費税込）

第1条 住宅性能評価料金は、表－1 に掲げる額とする。

表－1 住宅性能評価料金

床面積の合計	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
200 ㎡以下	30,000 円	94,000 円
200 ㎡超え	40,000 円	114,000 円

第2条 住宅性能評価のうち、住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合の住宅性能評価料金は、表－2 に掲げる額とする。

表－2 住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等に係る評価料金

床面積の合計	業務量の軽減が概ね 20%以上 40%未満		業務量の軽減が概ね 40%以上	
	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価
200 ㎡以下	26,000 円	80,000 円	22,000 円	66,000 円
200 ㎡超え	34,000 円	97,000 円	28,000 円	80,000 円

第3条 E M I 以外の者が設計住宅性能評価を行った建設住宅性能評価料金は、表－3 に掲げる額とする。

表－3 E M I 以外の者が設計住宅性能評価を行った建設住宅性能評価料金

床面積の合計	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価（住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等に係る場合）	
		業務量の軽減が概ね 20%以上 40%未満	業務量の軽減が概ね 40%以上
200 ㎡以下	109,000 円	93,000 円	77,000 円
200 ㎡超え	134,000 円	114,000 円	94,000 円

第4条 住宅性能評価の申請者が、対象となる住宅の音環境に係る評価を選択した場合の住宅性能評価料金は、第1条から第3条に規定する額に、表－4 に掲げる額を加算した額とする。

表－4 音環境に係る評価料金の加算額

床面積の合計	設計住宅性能評価の加算額	建設住宅性能評価の加算額
200 ㎡以下	1,000 円	2,000 円
200 ㎡超え	1,000 円	2,000 円

第5条 建設住宅性能評価の申請者が、住宅の室内における特定測定物質の濃度測定を選択した場合の建設住宅性能評価料金は、第1条から第3条に規定する額に、表－5に掲げる額を加算した額とする。ただし、測定の方法は、簡易測定機器（測定サンプラーによるパッシブ採取方式）による。また、窓及び扉の開閉等の測定等の測定環境の設定及び維持を申請者が行うものとする。

表－5 特定測定物質の濃度測定に係る評価料金の加算額

特定測定物質の種類	建設住宅性能評価の加算額
ホルムアルデヒド	30,000 円
ホルムアルデヒド＋VOC	40,000 円

第6条 住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認申請又は同法第7条の2第1項及び同法第7条の4第1項の検査申請を行うときの住宅性能評価料金は、第1条又は第3条に規定する額から、表－6に掲げる額を減じた額とする。

表－6 建築基準法の確認又は検査とともに住宅性能評価を申請する場合の評価料金の減額

床面積の合計	設計住宅性能評価の申請とともに 確認の申請を行うとき	建設住宅性能評価の申請とともに 検査の申請を行うとき
200 ㎡以下	3,000 円	5,000 円
200 ㎡超え	4,000 円	6,000 円

第7条 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合の住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認申請又は同法第7条の2第1項及び同法第7条の4第1項の検査申請を行うときの住宅性能評価料金は、第2条又は第3条に規定する額から、表－7に掲げる額を減じた額とする。

表－7 建築基準法の確認又は検査とともに住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等に係る住宅性能評価を申請する場合の評価料金の減額

床面積の合計	設計住宅性能評価の申請とともに 確認の申請を行うとき		建設住宅性能評価の申請とともに 検査の申請を行うとき	
	業務量の軽減が概ね 20%以上 40%未満	業務量の軽減が 概ね 40%以上	業務量の軽減が概ね 20%以上 40%未満	業務量の軽減が 概ね 40%以上
200 ㎡以下	3,000 円	2,000 円	4,000 円	3,000 円
200 ㎡超え	4,000 円	3,000 円	5,000 円	4,000 円

第8条 建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の料金は、1回の検査につき、表－8に掲げる額とする。

2 建設住宅性能評価において申請者の依頼等により追加検査を行う場合の料金は、申請者と別途協議により定めるものとする。

表－8 再検査料金

床面積の合計	再検査
200 ㎡以下	25,000 円
200 ㎡超え	30,000 円

第9条 変更設計住宅性能評価料金は、直前の設計住宅性能評価をEMIが行っている場合は、表－9に掲げる額とする。

2 直前の設計住宅性能評価をEMI以外の者が行っている場合の変更設計住宅性能評価料金は、新たに設計住宅性能評価の申請を受けたものとして、第1条又は第2条の規定を適用する。

3 音環境に係る評価を追加変更する場合は、前二項に規定する額に、第4条に掲げる額を加算した額とする。

表－9 変更設計住宅性能評価料金

床面積の合計	変更設計住宅性能評価	変更設計住宅性能評価（住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等に係る場合）	
		業務量の軽減が概ね 20%以上 40%未満	業務量の軽減が概ね 40%以上
200 ㎡以下	15,000 円	13,000 円	11,000 円
200 ㎡超え	20,000 円	17,000 円	14,000 円

第10条 変更建設住宅性能評価料金は、直前の建設住宅性能評価をEMIが行っている場合は、表－10に掲げる額とする。

2 直前の建設住宅性能評価をEMI以外の者が行っている場合の変更建設住宅性能評価料金は、新たに建設住宅性能評価の申請を受けたものとして、第1条又は第2条の規定を適用する。

3 音環境に係る評価又は特定測定物質の濃度測定を追加変更する場合は、前二項に規定する額に、それぞれ第4条又は第5条に規定する額を加算した額とする。

表－10 変更建設住宅性能評価料金

床面積の合計	変更建設住宅性能評価	変更建設住宅性能評価（住宅型式性能認定及び認証型式住宅部分等製造者等に係る場合）	
		業務量の軽減が概ね 20%以上 40%未満	業務量の軽減が概ね 40%以上

200 ㎡以下	28,000 円	24,000 円	20,000 円
200 ㎡超え	34,000 円	29,000 円	24,000 円

第2章 共同住宅等（新築住宅）（金額は消費税込）

第11条 設計住宅性能評価料金は、対象となる共同住宅等1棟につき表－11に掲げる額と評価対象住戸数に4,000円を乗じた額の合計額とする。

表－11 設計住宅性能評価の住棟に係る評価料金

1棟の延べ面積	住戸タイプ数	
	20以下	21以上
200 ㎡以下	90,000 円	
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	108,000 円	
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下	178,000 円	
1,000 ㎡を超え、1,500 ㎡以下	268,000 円	
1,500 ㎡を超え、2,000 ㎡以下	358,000 円	
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以下	446,000 円	
3,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以下	580,000 円	
5,000 ㎡を超え、7,500 ㎡以下	714,000 円	804,000 円
7,500 ㎡を超え、10,000 ㎡以下	848,000 円	938,000 円
10,000 ㎡を超える場合	別途見積もりによる	

※住戸タイプ数は、住戸の面積、位置、プラン、仕様等が同一で、同一内容の評価となる住戸を1タイプとする。（以下、同じ。）

第12条 設計住宅性能評価のうち、1棟の延べ面積が1,000㎡以下の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合の設計住宅性能評価料金は、対象となる共同住宅等1棟につき表－12に掲げる額と評価対象住戸数に4,000円を乗じた額の合計額とする。

表－12 1,000㎡以下の型式認定・製造者認証を用いた設計住宅性能評価の住棟に係る評価料金

1棟の延べ面積	業務量の軽減が20%以上40%未満	業務量の軽減が40%以上
200 ㎡以下	76,000 円	64,000 円
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	92,000 円	76,000 円
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下	152,000 円	124,000 円

第 13 条 建設住宅性能評価料金は、対象となる共同住宅等 1 棟につき表－13 に掲げる額と評価対象住戸数に 6,000 円を乗じた額の合計額とする。

2 前項の料金は、当該共同住宅等の階層数の区分に応じ、第 28 条に規定する割増率を適用する。
(ただし、千円未満は切り捨てとする。(以下、同じ。))

表－13 建設住宅性能評価の住棟に係る評価料金

1 棟の延べ面積	住戸タイプ数	
	20 以下	21 以上
200 ㎡以下	134,000 円	
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	160,000 円	
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下	268,000 円	
1,000 ㎡を超え、1,500 ㎡以下	357,000 円	
1,500 ㎡を超え、2,000 ㎡以下	446,000 円	
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以下	536,000 円	
3,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以下	670,000 円	
5,000 ㎡を超え、7,500 ㎡以下	892,000 円	1,071,000 円
7,500 ㎡を超え、10,000 ㎡以下	1,160,000 円	1,338,000 円
10,000 ㎡を超える場合	別途見積りによる	

第 14 条 建設住宅性能評価のうち、1 棟の延べ面積が 1,000 ㎡以下の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合の建設住宅性能評価料金は、対象となる共同住宅等 1 棟につき表－14 に掲げる額と評価対象住戸数に 6,000 円を乗じた額の合計額とする。

2 前項の料金は、当該共同住宅等の階層数の区分に応じ、第 28 条に規定する割増率を適用する。

表－14 1,000 ㎡以下の型式認定・製造者認証を用いた設計住宅性能評価の住棟に係る評価料金

1 棟の延べ面積	業務量の軽減が 20%以上 40%未満	業務量の軽減が 40%以上
200 ㎡以下	114,000 円	94,000 円
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	136,000 円	112,000 円
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下	228,000 円	188,000 円

第 15 条 建設住宅性能評価のうち、設計住宅性能評価を EMI 以外の者が行っている場合の建設住宅性能評価料金は、当該共同住宅等 1 棟につき表－15 に掲げる額と評価対象住戸数に 6,000 円を乗じた額の合計額とする。

2 前項の料金は、当該共同住宅等の階層数の区分に応じ、第 28 条に規定する割増率を適用する。

表－15 EMI 以外の者が設計住宅性能評価を行った建設住宅性能評価料金の住棟に係る評価料金

1 棟の延べ面積	住戸タイプ数	
	20 以下	21 以上
200 ㎡以下	179,000 円	
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	214,000 円	
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下	357,000 円	
1,000 ㎡を超え、1,500 ㎡以下	491,000 円	
1,500 ㎡を超え、2,000 ㎡以下	625,000 円	
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以下	759,000 円	
3,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以下	960,000 円	
5,000 ㎡を超え、7,500 ㎡以下	1,249,000 円	1,473,000 円
7,500 ㎡を超え、10,000 ㎡以下	1,584,000 円	1,807,000 円
10,000 ㎡を超える場合	別途見積もりによる	

第 16 条 建設住宅性能評価のうち、1 棟の延べ面積が 1,000 ㎡以下の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合で、かつ、設計住宅性能評価を EMI 以外の者が行っている場合の建設住宅性能評価料金は、当該共同住宅等 1 棟につき表－16 に掲げる額と評価対象住戸数に 8,000 円を乗じた額の合計額とする。

2 前項の料金は、当該共同住宅等の階層数の区分に応じ、第 28 条に規定する割増率を適用する。

表－16 EMI 以外の者が設計住宅性能評価を行った、1,000 ㎡以下の型式認定・製造者認証を用いた建設住宅性能評価料金の住棟に係る評価料金

1 棟の延べ面積	業務量の軽減が 20%以上 40%未満	業務量の軽減が 40%以上
200 ㎡以下	152,000 円	126,000 円
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	182,000 円	150,000 円
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下	304,000 円	250,000 円

第 17 条 住宅性能評価の申請者が、対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の住宅性能評価料金は、第 11 条から第 16 条に規定する額に、評価対象住戸数に表－17 に掲げる額を乗じた額を加算した額とする。

表－17 音環境に係る評価の加算料金

選択する項目	設計住宅性能評価の加算額	建設住宅性能評価の加算額
〔8-1 重量床衝撃音対策〕	2,000 円	3,000 円
〔8-2 軽量床衝撃音対策〕	2,000 円	3,000 円
〔8-3 透過損失等級（界壁）〕	1,000 円	2,000 円
〔8-4 透過損失等級（外壁開口部）〕	1,000 円	2,000 円

第 18 条 建設住宅性能評価の申請者が、対象となる共同住宅等の室内における特定測定物質の濃度測定を選択した場合の建設住宅性能評価料金は、第 13 条から第 16 条に規定する額に、評価対象住戸数に表－18 に掲げる額を乗じた額を加算した額とする。ただし、測定の方法は、簡易測定機器（測定サンプラーによるパッシブ採取方式）による。また、窓及び扉の開閉等の測定等の測定環境の設定及び維持を申請者が行うものとする。

表－18 特定測定物質の測定に係る加算料金

特定測定物質の種類	建設住宅性能評価の加算額
ホルムアルデヒド	30,000 円
ホルムアルデヒド＋VOC	40,000 円

第 19 条 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認申請を行うときの設計住宅性能評価料金は、第 11 条に規定する額から、対象となる共同住宅等 1 棟につき表－19 に掲げる額を減じた額とする。

表－19 建築基準法の確認とともに設計住宅性能評価を申請する場合の評価料金の減額

1 棟の延べ面積	住戸タイプ数	
	20 以下	21 以上
200 ㎡以下	9,000 円	
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	10,000 円	
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下	17,000 円	
1,000 ㎡を超え、1,500 ㎡以下	26,000 円	
1,500 ㎡を超え、2,000 ㎡以下	35,000 円	
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以下	44,000 円	
3,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以下	58,000 円	
5,000 ㎡を超え、7,500 ㎡以下	71,000 円	80,000 円
7,500 ㎡を超え、10,000 ㎡以下	84,000 円	93,000 円
10,000 ㎡を超える場合	別途見積もりによる	

第 20 条 設計住宅性能評価のうち、1 棟の延べ面積が 1,000 ㎡以下の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合の設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認申請を行うときの設計住宅性能評価料金は、第 12 条に規定する額から、対象となる共同住宅等 1 棟につき表－20 に掲げる額を減じた額とする。

表－20 建築基準法の確認とともに1,000㎡以下の型式認定・製造者認証を用いた設計住宅性能評価を申請する場合の評価料金の減額

1 棟の延べ面積	業務量の軽減が 20%以上 40%未満	業務量の軽減が 40%以上
200 ㎡以下	7,000 円	6,000 円
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	9,000 円	7,000 円
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下	15,000 円	12,000 円

第 21 条 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項及び同法第 7 条の 4 第 1 項の検査の申請を行うときの建設住宅性能評価料金は、第 13 条に規定する額から、対象となる共同住宅等 1 棟につき表－21 に掲げる額を減じた額とする。

表－21 建築基準法の検査とともに建設住宅性能評価を申請する場合の評価料金の減額

1 棟の延べ面積	住戸タイプ数	
	20 以下	21 以上
200 ㎡以下	6,000 円	
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	8,000 円	
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下	13,000 円	
1,000 ㎡を超え、1,500 ㎡以下	17,000 円	
1,500 ㎡を超え、2,000 ㎡以下	22,000 円	
2,000 ㎡を超え、3,000 ㎡以下	26,000 円	
3,000 ㎡を超え、5,000 ㎡以下	33,000 円	
5,000 ㎡を超え、7,500 ㎡以下	44,000 円	53,000 円
7,500 ㎡を超え、10,000 ㎡以下	58,000 円	66,000 円
10,000 ㎡を超える場合	別途見積もりによる	

第 22 条 建設住宅性能評価のうち、1 棟の延べ面積が 1,000 ㎡以下の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合の建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項及び同法第 7 条の 4 第 1 項の検査の申請を行うときの建設住宅性能評価料金は、第 14 条に規定する額から、対象となる共同住宅等 1 棟につき表－22 に掲げる額を減じた額とする。

表－22 建築基準法の検査とともに1,000㎡以下の型式認定・製造者認証を用いた設計住宅性能評価を申請する場合の評価料金の減額

1 棟の延べ面積	業務量の軽減が 20%以上 40%未満	業務量の軽減が 40%以上
200 ㎡以下	5,000 円	4,000 円
200 ㎡を超え、500 ㎡以下	6,000 円	5,000 円

500 m ² を超え、1,000 m ² 以下	11,000 円	9,000 円
--	----------	---------

第 23 条 建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の料金は、対象となる共同住宅等 1 棟につき表－23 に掲げる額とする。

2 前項の料金は、当該共同住宅等の階層数の区分に応じ、第 28 条に規定する割増率を適用する。

3 建設住宅性能評価において申請者の依頼等により追加検査を行う場合の料金は、申請者と別途協議により定めるものとする。

表－23 再検査料金

1 棟の延べ面積	住戸タイプ数	
	20 以下	21 以上
200 m ² 以下	34,000 円	
200 m ² を超え、500 m ² 以下	40,000 円	
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下	67,000 円	
1,000 m ² を超え、1,500 m ² 以下	89,000 円	
1,500 m ² を超え、2,000 m ² 以下	112,000 円	
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下	134,000 円	
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下	168,000 円	
5,000 m ² を超え、7,500 m ² 以下	223,000 円	268,000 円
7,500 m ² を超え、10,000 m ² 以下	290,000 円	335,000 円
10,000 m ² を超える場合	別途見積もりによる	

第 24 条 直前の設計住宅性能評価を E M I が行っている場合の変更設計住宅性能評価料金は、当該共同住宅等 1 棟につき表－24 に掲げる額と評価対象住戸数に 2,000 円を乗じた額の合計額とする。ただし、変更設計住宅性能評価に係る変更が住戸内部に限られる場合は、変更した評価対象住戸数に 8,000 円を乗じた額によることができる。

2 直前の設計住宅性能評価を E M I 以外の者が行っている場合の変更住宅性能評価料金は、新たに設計住宅性能評価の申請を受けたものとして、第 11 条を適用する。

表－24 変更設計住宅性能評価料金

1 棟の延べ面積	住戸タイプ数	
	20 以下	21 以上
200 m ² 以下	45,000 円	
200 m ² を超え、500 m ² 以下	54,000 円	
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下	89,000 円	
1,000 m ² を超え、1,500 m ² 以下	134,000 円	

1,500 m ² を超え、2,000 m ² 以下	179,000 円	
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下	223,000 円	
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下	290,000 円	
5,000 m ² を超え、7,500 m ² 以下	357,000 円	402,000 円
7,500 m ² を超え、10,000 m ² 以下	424,000 円	469,000 円
10,000 m ² を超える場合	別途見積もりによる	

第 25 条 変更設計住宅性能評価のうち、1 棟の延べ面積が 1,000 m²以下の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合で、かつ、直前の設計住宅性能評価を EMI が行っている場合の変更設計住宅性能評価料金は、当該共同住宅等 1 棟につき表－25 に掲げる額と評価対象住戸数に 2,000 円を乗じた額の合計額とする。ただし、変更設計住宅性能評価に係る変更が住戸内部に限られる場合は、変更した評価対象住戸数に 8,000 円を乗じた額によることができる。

2 直前の設計住宅性能評価を EMI 以外の者が行っている場合は、新たに設計住宅性能評価の申請を受けたものとして、第 12 条を適用する。

表－25 1,000 m²以下の型式認定・製造者認証を用いた住棟に係る変更設計住宅性能評価料金

1 棟の延べ面積	業務量の軽減が 20%以上 40%未満	業務量の軽減が 40%以上
200 m ² 以下	38,000 円	32,000 円
200 m ² を超え、500 m ² 以下	46,000 円	38,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下	76,000 円	62,000 円

第 26 条 変更建設住宅性能評価料金は、直前の建設住宅性能評価を EMI が行っている場合は、対象となる共同住宅等 1 棟につき表－26 に掲げる額と評価対象住戸数に 6,000 円を乗じた額の合計額とする。ただし、変更建設住宅性能評価の変更に係る部分が住宅内部に限られる場合においては、変更した評価対象住戸数に 30,000 円を乗じた額によることができる。

2 前項の料金は、当該共同住宅等の階層数の区分に応じ、第 28 条に規定する割増率を適用する。

3 直前の建設住宅性能評価を EMI 以外の者が行っている場合は、新たに建設住宅性能評価の申請を受けたものとして、第 13 条の規定を適用する。

表－26 変更建設住宅性能評価料金

1 棟の延べ面積	住戸タイプ数	
	20 以下	21 以上
200 m ² 以下	40,000 円	
200 m ² を超え、500 m ² 以下	48,000 円	
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下	80,000 円	

1,000 m ² を超え、1,500 m ² 以下	107,000 円	
1,500 m ² を超え、2,000 m ² 以下	134,000 円	
2,000 m ² を超え、3,000 m ² 以下	161,000 円	
3,000 m ² を超え、5,000 m ² 以下	201,000 円	
5,000 m ² を超え、7,500 m ² 以下	268,000 円	321,000 円
7,500 m ² を超え、10,000 m ² 以下	348,000 円	401,000 円
10,000 m ² を超える場合	別途見積もりによる	

第 27 条 変更建設住宅性能評価のうち、1 棟の延べ面積が 1,000 m²以下の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合で、かつ、直前の建設住宅性能評価を E M I が行っている場合の変更建設住宅性能評価料金は、当該共同住宅等 1 棟につき表－27 に掲げる額と評価対象住戸数に 6,000 円を乗じた額の合計額とする。ただし、変更建設住宅性能評価に係る変更が住戸内部に限られる場合は、変更した評価対象住戸数に 30,000 円を乗じた額によることができる。

2 前項の料金は、当該共同住宅等の階層数の区分に応じ、第 28 条に規定する割増率を適用する。

3 1 棟の延べ面積が 1,000 m²以下の住宅型式性能認定を受けた型式に適合する部分を含む場合及び住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合で、かつ、直前の建設住宅性能評価を E M I 以外の者が行っている場合は、新たに建設住宅性能評価の申請を受けたものとして、第 14 条の規定を適用する。

表－27 1,000 m²以下の型式認定・製造者認証を用いた住棟に係る変更建設住宅性能評価料金

1 棟の延べ面積	業務量の軽減が 20%以上 40%未満	業務量の軽減が 40%以上
200 m ² 以下	34,000 円	28,000 円
200 m ² を超え、500 m ² 以下	41,000 円	34,000 円
500 m ² を超え、1,000 m ² 以下	68,000 円	56,000 円

第 28 条 対象となる共同住宅等の階層数の区分に応じた建設住宅性能評価料金の割増率を、表－28 に定めるとおりとする。

表－28 建設住宅性能評価の階層数に応じた割増率

階層数	割増率	階層数	割増率
3 以下	0%	17 以上、23 以下	15%
4 以上、9 以下	5%	24 以上、30 以下	20%
10 以上、16 以下	10%	31 以上	25%

第 3 章 共通事項（金額は消費税込）

第 29 条 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の評価料金について、表－29 の左欄に該当するときは、右欄の額を減額することができる。（ただし、千円未満は切り捨てとする。）

表－29 住宅性能評価料金を減額することができる場合

年 5 件以上の評価の申請が見込めるときで、住宅性能評価が効率的に実施できると E M I が判断したとき	住宅性能評価料金の最大 10 パーセント
一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図られるよう、まとまった戸数の建設評価の申請を同時に受けたとき	建設住宅性能評価料金の 最大 10 パーセント

第 30 条 竣工後、あらためて住戸部分の変更設計住宅性能評価及び変更建設住宅性能評価（ただし、竣工後 1 年未満で未入居住宅に限る。）を申請する場合の料金は、対象となる住戸部分等に係る設計住宅性能評価及び建設住宅性能評価を E M I が行っている場合は、変更設計住宅性能評価料金及び変更建設住宅性能評価料金の合計額とする。

第 31 条 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第 4 条第 4 項又は同施行規則第 7 条第 4 項若しくは第 5 項に基づき住宅性能評価書を再交付又は交付する場合の料金は、1 通につき、10,000 円とする。